



地 方 厚 生 ( 支 ) 局 医 療 課 長 都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長都道府県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日保医発0305第1号)の一部を下記のとおり改正し、平成23年11月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添1第2章第3部第1節第1款D012(33)のイを次のように改める。

イ次のいずれかの場合に算定する。

- (イ) 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロマト法により、肺炎又は下 気道感染症の診断に用いた場合
- (ロ) イムノクロマト法により、中耳炎及び副鼻腔炎の診断に用いた場合

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成22年3月5日付け保医発0305第1号)

改正後 別添1 別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 医科診療報酬点数表に関する事項 第2章 特揭診療料 第2章 特揭診療料 第3部 検査 第3部 検査 D 0 1 2 感染症免疫学的検査 D 0 1 2 感染症免疫学的検査  $(1) \sim (32)$  $(1) \sim (32)$ (略) (略) (33) 肺炎球菌細胞壁抗原(定性) (33) 肺炎球菌細胞壁抗原(定性) ア 肺炎球菌細胞壁抗原(定性)は、「23」の尿中肺 ア 肺炎球菌細胞壁抗原 (定性) は、「23」の尿中肺 炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。 炎球菌莢膜抗原に準じて算定する。 イ 次のいずれかの場合に算定する。 イ 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、イムノクロ (イ) 喀痰又は上咽頭ぬぐいを検体として、 マト法により、肺炎又は下気道感染 症の診断を用 イムノクロマト法により、肺炎又は下 いた場合に算定する。 気道感染症の診断に用いた場合 ウ 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合に (ロ) イムノクロマト法により、中耳炎及び は、主たるもののみ算定する。 副鼻腔炎の診断に用いた場合 ウ 尿中肺炎球菌莢膜抗原と併せて実施した場合に は、主たるもののみ算定する。  $(34) \sim (44)$ (略)  $(34) \sim (44)$ (略)